

記者会見要旨

日 時：2021年7月28日（水） 15：30～16：25
場 所：東証ホール
会 見 者：取締役兼代表執行役グループ CEO 清 田 瞭

清 田 本日は、3点、ご説明事項がございます。

はじめに、「2021年度第1四半期決算」について、ご説明いたします。

当第1四半期の「営業収益」については、出来高に連動する収益は減少したものの、上場関連収益や相場情報料をはじめとした情報関連収益などが堅調に推移したことなどから、前年同期比1億円減（△0.5%）の325億円となりました。

一方、「営業費用」については、減価償却費の減少に加え、デリバティブ取引高の減少に伴うライセンス料の減少などにより、前年同期比7億円減（△4.8%）の145億円となりました。

この結果、損益については、営業利益は、前年同期比0.9億円増（+0.5%）の184億円、四半期利益（親会社の所有帰属分）は2億円増（+1.7%）の122億円となりました。

また、公表しております業績予想に対しては、おおむね想定の範囲内で進捗しています。

続きまして2点目、JPXグループのカーボン・ニュートラルの達成目標について、ご説明いたします。

日本取引所グループは、一企業として、気候変動への対応に取り組むべく、本日の取締役会において、2024年度までに、JPXグループ全体で消費する電力のすべてを再生可能エネルギーに切り替え、カーボン・ニュートラルの達成を目指すこととしましたので、お知らせいたします。

具体的には、まず本年秋から、この東証ビルの電力について、再生可能エネルギー由来の電力契約に切り替えます。

その後、2024 年度末までに、JPX が再生可能エネルギー発電設備を保有し、自社で再エネを創ることの検討を進め、カーボン・ニュートラルの達成を目指します。

JPX では、引き続き、市場運営会社としての取組みを積極的に推進するとともに、上場会社 JPX としてもサステナビリティ関連の諸課題について、必要な対応を加速させてまいります。

続きまして、3 点目、「LNG 先物取引の上場及び電力先物取引の限月延長等」について、ご説明いたします。

今後アジアにおいて予想される LNG（液化天然ガス）の短期・スポット市場の拡大に伴う、ヘッジニーズや発電マージンの固定化ニーズの高まりを踏まえ、JPX グループ傘下の東京商品取引所（TOCOM）において、円建ての LNG 先物取引を、2022 年度第 1 四半期を目途に上場する予定です。

また、TOCOM に上場している電力先物取引については、参加企業数が 2019 年 9 月上場当初の 13 社から直近では約 100 社と大幅に増加し、本年 5 月には月間取引高が、6 月には月末取組高が、それぞれ上場来最高を記録するなど、拡大傾向にあります。

この電力先物取引について、さらに取引の機会を広く提供することを目的として、現行の 15 限月制から 24 限月制へ延長するなどの制度の一部見直しを、2022 年 4 月を目途に実施する予定です。

これらについて、制度要綱を公表すると共にパブリック・コメント手続きを開始することを決定しましたので、お知らせします。

TOCOM では、現在上場している電力及び原油・石油製品の先物に、LNG 先物が新たに加わることにより、電力と発電用燃料をワンストップで取引できる「総合エネルギー市場」の環境整備が一層促進されることとなります。

引き続き、日本のエネルギー市場の安定化に資するべく、エネルギー政策との整合性を踏まえた、市場参加者にとって利便性の高い、「総合エネルギー市場」として、国民経済の発展に貢献してまいります。

私からの説明は以上です。

記者 1点目ですが、来年春の市場再編に絡んで、今月9日に一次判定結果の通知がありました。その中で、今の東証一部の企業の約3割が、プライム市場の上場基準を満たさないということだったわけですが、その受け止めをお伺いできますでしょうか。

清田 ご指摘のとおり、6月末時点の情報をベースに一次判定を行い、7月9日に全上場会社にご通知しております。このうち、プライム市場の上場維持基準に抵触している市場第一部上場会社の数は、664社、おおむね市場第一部上場会社全体の約30%でございました。また、市場第二部やJASDAQスタンダード、あるいは、マザーズやJASDAQグロースの上場会社に対しても、それぞれ、スタンダード市場やグロース市場の上場維持基準に適合しているかどうか、適合していない場合には、どの基準が適合していないかといった点について、お知らせをしたということでございます。

特にプライム市場に関してご説明いたしますと、上場維持基準のうち、流通株式時価総額100億円と、流通株式比率35%の2つの基準が未達の企業数が多かった基準となっています。

これから9月から12月までの間に、上場会社それぞれに、来年4月以降に所属する市場区分を選択していただくというステップに入っております。もう既に対応を決めて動いておられる企業もございますが、いろいろなお問合せ等もあるかと思っておりますので、上場企業の皆様とコミュニケーションを密に取りながら対応してまいります。

今回の市場再編の大きな目的のひとつは、全ての上場会社に、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでいただきたいということでございます。これから自らの所属する市場区分を選んでいただくにあたって、現在、選択先の市場区分の上場維持基準に未達である場合には、経過措置がございまして、上場維持基準の適合に向けた計画を提出していただくこととなります。例えば、市場第一部の上場会社が、今回、プライム市場の上場維持基準には未達であるが、一定

の期間のうちに、対応策を講ずることによってプライム市場の上場維持基準に達するという計画を出していただければ、プライム市場に上場することが可能です。そういった取組の結果として、各市場区分の上場維持基準に達していかれると思っており、この点について期待をしたいと思っております。

また、今回、新規上場基準と上場維持基準の関係性についても見直しを行っております。現行の市場区分において、新規上場基準と上場維持基準を比較しますと、新規上場基準のほうが高い水準となっております。しかし、上場廃止基準は相対的に緩やかなものとなっております。しかし、今回の市場再編においては、新規上場基準と上場維持基準について、基本的に同じ水準に見直してございます。つまり、例えば、プライム市場に上場された場合には、常に緊張感を持って、新規上場した際のプライム市場の基準を守っていただく努力が必要になります。このような見直しも踏まえ、上場企業の皆様には、持続的な成長や企業価値の向上を実現していただけることを期待しております。

記者 関連してですけれども、3割という数自体は、清田 CEO ご自身としては、多かったと感じられているのか、想定どおりだったのか、どのように感じられているのか、ご所感も伺えますでしょうか。

清田 予断を持って見ていたわけではありませんが、昨年末に、プライム市場の新規上場基準・上場維持基準を公表した段階で、一部報道にもございましたとおり、おおむね 600 社が未達になるのではないかとこの感覚を恐らく皆様は共有されていたのではないかと感じておりました。私自身もそういった感覚を持っておりましたので、そんなに大きな違和感はありません。

ただ、先ほど申し上げましたように、流通株式時価総額や流通株式比率等の改善について、既に対応を始めている企業もあり、そうしたプライム市場に上場維持するための努力については、私どもとしてもぜひ応援したいと思っております。

記者 2点目として、先日発表されました昨年度の株式分布調査の中で、信託銀行の比率が増えており、その背景として日銀のETF買いが挙げられています。改めて、日銀が、間接的にはありますが、日本株の最大の株主になっている現状について、どのように受け止められるかということと、信託銀行の伸びというところで市場への影響が出てきていることについて、どのように考えているか伺えますでしょうか。

清田 日本銀行が、金融政策の一環として、ETFの買入れをずっと続けてこられた結果、その保有が受託銀行である信託銀行にあるので、その持ち株比率が上がってきているということだと思います。この件については、日銀の金融政策の目的は公表されているとおり、いわゆる市場のリスクプレミアムに働きかけて、それを低めに抑えることによって金融緩和の状態、ないしは資本の調達のをやすさを助けようということであり、株式の相場をどうこうするとか議決権を使って上場企業に何らかの影響を与えるということが目的ではないと承知しております。

ただし、結果として、日銀が議決権の行使を自ら行わないにしても、絶対額として巨大な株式が信託銀行に集まっていることから見ると、ご指摘のようにマーケット全体に対して、影響がないかということというのはなく、今年の4月以降に日銀のETF買い付けの政策の大枠が少し変わったことをきっかけとして少し変化していますが、それまでの間の買い付けについては、相場が下がる日はあまり下がらないという下支え要因として働いていたであろうということは専門家からも指摘されています。

ですから、下がる日には買い出動があることを全体として想定して、株式相場が形成されていたという意味で、マーケットへの影響はなかったわけではないと思います。ただ、市場の出来高における比率は極めて低い水準で維持されておりましたので、目に見えて大きなインパクトを与えているということではなかったと思います。私は度々この記者会見の場で皆様方からのいろいろなご質問をお受けしたときに申し上げてきましたが、日経平均株価の連動であれ、TOPIXであれ、やはり指数への組入れ銘柄の中には大きい銘柄と小さい銘柄がございます。

日経平均株価に対して影響力の大きい銘柄があるということもあって、日経平均株価等に影響を与えかねないというご指摘や、TOPIXに含まれる小さな企業にとってみれば、株主としてのETFの存在が大きくなって議決権が薄まってしまうという懸念についての意見もありました。そういった面では、影響がなかったわけではなく、長く続けられる政策ではないだろうと思っておりました。

ですから、日本銀行が、金融政策の一環として金融緩和を優先的に考えてやっているということ自体は、市場に明確な悪影響が出ない範囲内で続いている限り、やむを得ない部分もあったと思うのですけれども、今年の4月以降、買入れの頻度を極端に減らしており、5月と7月は今のところ買入れをしていません。また6月と4月は、買入れはしておりますが、それ以前よりもぐっと減らしてきているということもあり、ETFの買入れに関する市場の日銀に対する読みは読みにくい状況になっていて、市場へのインパクトも小さくなってきていると思います。

恐らくそう簡単に日銀のETF買いが、また再び以前のように、巨額になるということはないのではないかと私は思っております。

記者 TOCOMから大阪取引所への商品先物の移管から1年がたちましたが、思ったほどの取引高、思ったほどの成果が得られてないと思います。この1年の現状認識について総括をお願いしたいのが1点と、この1年で見えてきた取引活性化に向けた課題がどのようなものか、併せて取引活性化に向けた政策はどのようなものが考えられるのか、大きくこの3点お願いします。

清田 昨年7月27日に商品移管と清算機関の統合を行い、名実ともに総合取引所になったということですが、御指摘のように、総合取引所になったからといって急に出来高が大きく増えたわけでもなく、私どもとしては、総合取引所になって最初から大きくなると思ってはおりませんでした。この会見の席でも申し上げたかもしれませんが、やはり金融系のオーダーフローをどれぐらい引きつけられるかという点につい

て見れば、確かに野村証券やH S B C証券とかなり金融機関の参加もいただいておりますが、それほど大きく期待されたほど動いていない。例えば、電力先物市場で見られるように、大手の電力会社等がなかなか参入していただけていない。ただし、時間はかかっても、その必要性は徐々に浸透してきていると思いますので、1年で大きな数字の変化が起きないにしても、期待できるような方向性の動きにはなっていると思っています。

この総合取引所に対するこの変化は、例えば近々CME 原油先物価格に連動する先物商品が大阪取引所に上場することになります。WTI にかかなり連動した値動きをする原油先物ですので、欧米の原油相場の動きが大阪取引所に反映されやすいことが分かってきております。先ほど発表しましたように、LNG 先物も、経済産業省、資源エネルギー庁等にご相談して、来年春に上場できる見込みとなってきたこと、電力先物は一時電力スポット価格が乱高下したこともあって、ヘッジニーズが極めて強く意識され、政府の文書等でもヘッジを考えるべきだという電力会社に対する指摘等も行われるようになってきております。そういった面で商品先物、デリバティブに対する環境は少しずつ、いい方向に動いているのではないかと考えています。

大阪取引所だけではなく、TOCOM も含めてこれから総合エネルギー市場の振興は非常に大きいと考えております。もしかしたらいまは中国のほうが多いかもしれませんが、これまで長い間、日本は世界最大のLNG 輸入国であり、これからまだまだ大量に抱えている石炭火力をLNG に移さざるを得ないという状況にあります。カーボンニュートラル2050年までという国際公約がある中でLNG 価格と電力価格の両方の取引を通じて、エネルギー原料と製品の利幅の確定等に使える手段が日本にできるわけです。そういった面で、大手電気事業者や商社、そういったところの参入と、グローバルにそういった商品間の裁定取引を行っているトレーダー等の参加が見込まれるのではないかと考えております。

TOCOM は、電力先物がまだ試験上場になってはいますが、市場の出来高と参加者は、電力先物のスタートのとき、今から約1年半、2年近く

前にスタートしたときには、取引参加者 13 社でしたものが今は約 100 社になっています。

ですから、もう明確に、興味を持つ参加者が急激に増えているので、そこに魅力的な商品を我々がそろえる。そして流動性をどうやって確保するか。マーケットメイク制度をいかに入れていくかも含めて、流動性を確保する手を打つことによって、魅力的な市場につくり上げ、そして皆さんに満足していただける市場をつくるのが、今私どもに求められている。

御指摘のように、現状、決して満足できる形になっていないのは事実です。ただ、まだ 1 年しか経ていないとも言えます。もう 1 年経たという御指摘もあるかと思いますが、これからの成り行きをぜひ見守っていただければと思います。

記者 環境債、グリーンボンドについて伺います。金融庁とともに環境債の市場整備をこれから進められるということですが、市場整備を進めるに向けての課題であったり、あとは想定している市場規模の数字などがあれば伺います。

もう 1 点、既に 2018 年にグリーンボンド・ソーシャルボンドのプラットフォームを開設されていると思います。現在は債券の発行者が任意で情報を掲載できるという仕組みになっています。今後第三者のチェック機能などが入ってくると思いますが、新しくプラットフォームなどを作る予定などがあるかどうか、以上 2 点、よろしく伺います。

清 田 グリーンボンドについては、これは今回コーポレートガバナンス・コードの改定の際にも、上場企業に対して、サステナビリティに関する情報開示をお願いするなど、取引所と金融庁が連携して、色々なサステナビリティに対する取組を進めています。その一環として、一部新聞にも大きく報道されておりますけれども、グリーンボンドと称して、本当にグリーンに使っているのかどうかということも含めて認証する制度を入れるべきではないかといった観点など、東証と金融

序で色々な相談をしているという報道がされているわけですが、そのとおりでございまして、グリーンというので、しかしながら、徹底して厳密にグリーンにというようにすると、なかなかグリーンボンドの発行というのができにくくなるというケースも考えられます。

そのため、一部にはグリーンに移行するためのトランジションステージのファイナンスも考えるべきだということもあって、今、トランジションファイナンスのレベルとグリーンファイナンスのレベルをひとつなぎにして、マーケットとして認証し、そして認証されたものについて発行してもらおうというような取組みを検討し始めています。もちろん、まだ検討段階ですから、実際に市場ができているわけではありませんが、そういうことが行われれば、今既に我々としては、情報開示のプラットフォームを提供していますが、それをどういう形で使っていただくのか。認証されたものは、発行体が承諾しようがすまいが掲載するのか、それとも、全くこれとは別に認証を公表するのか。この辺りも、これからのテーマではないかと思っています。

ただ、恐らく需要はかなり大きいと想定はされておりますけども、市場規模は、まだはっきりとは分からないということではないかと思えます。ただ、これからを考えると、我が社の場合は、社員数も1,000人ぐらいしかいない小さな会社で巨大な会社でも製造業でもありませんが、もっと大きな会社、もっとカーボンを排出している製造業のような会社が、カーボン・ニュートラルに向けてグリーンの資金調達をしたいと思ったときには、より大きなロットでの債券発行が必要になるということで、流れとしては、かなり大きなサイズのマーケットになり得ると思っております。

記者　カーボン・ニュートラルの話で、2022年度にはJPX自らが再エネ発電設備を保有して再エネを創出することを検討しているという、具体的にはどういう設備を設置して、どのぐらいのワット数を発電していくという見通しでしょうか。

清田　発電設備については、基本的には再生可能エネルギーによって電力

を起こすということで、太陽光、風力、バイオマスや地熱発電などが考えられます。私どもが今現在やっているようなこのビルの再生可能エネルギー化というのは、太陽光発電に由来する電力の利用契約とすることによって、比較的、手続上は簡単に可能ではないかと思っています。

東京・大阪と、TOCOMの旧本社ビルの電力については比較的早めに契約を切り替えて再生可能由来の電力に切替えようと思っています。

残りの約8割が、データセンターです。現在構築している関西のデータセンターを加えた合計3拠点で、我が社としては大量の電力を使うわけですが、ここについては、発電所を保有して電力を発電し、この発電した電力を近くの電力会社に供給して、そこから各データセンターに安定的に提供していただく仕組みにより、実質的に、我が社の再生可能エネルギー発電所の電力を自らのデータセンターで消費するといった考え方です。最有力候補は、今のところバイオマス、いわゆる食品その他で大量に揚げ物等で使われる食用油の廃油、これが今現在再生可能エネルギーとして大量に、持続的な調達が可能状況になっているということで、油の供給は供給先とある程度長期の契約を結び、そしてそれを燃やすバイオマスの発電所そのものも、運転はプロフェッショナルにやっていただくことで、安定的な電力供給を行えるようにします。特にデータセンターの電力は、停電などできないもので、例えば、我が社が保有するバイオマス発電所が、故障して発電機が止まったとかいうときに供給が途絶えると困るので、そういったときであっても、電力会社から再生可能エネルギー由来の電力によらない普通の電力がシステムには安定供給されるような仕組みでなければいけないと思っています。

記者 市場再編ですけれども、特にプライム市場の経過措置について、今のところ、いつ頃決まるとか、いつまでにとすることは明らかではありません。お話しいただくのは難しいのかなと思いますが、今後、こういった形で、どういう観点で経過措置が決まっていくのか、決めるに際して何が重要なポイントとなるのか、市場の混乱を防ぎつつとい

うことだとは思いますが、そのあたりをお願いします。

清 田 上場維持基準の適合に向けた計画を提出していただくにあたって、その計画の実現可能性がどれくらいであるかということは、本当に難しい判断が必要ではないかと思います。また、各企業によって、それぞれ改善までに必要な期間も異なってくるであろうと思います。

しかしながら、50年後、100年後に基準に適合していくという計画も難しいかと思います。今後、実際に計画が提出され、取組が進んでいく段階では、有識者などとも十分な検討をしたうえで、どこかで線は引かざるを得ないと考えています。具体的にどうするのかは、そうしたこれからの検討の過程で決めざるを得ませんが、今のところは決まっていないとしか申し上げられない、ということになります。

記 者 TOCOMビルについてです。今、TOCOMの社員はほとんどこちらに移ってきていて、商品先物業界の団体が入居しています。この団体にビルを有効利用したいので移転をしてほしいと要請していると耳にしていますが、スケジュールや交渉状況等を教えてください。

清 田 その件については、私は交渉の実情を承知しておりません。今お話があったように、入居されている業界団体の方へ、TOCOMビルを有効活用したいので移転していただだけませんかという話をしているという事実は聞いておりますが、具体的な交渉の内容までは承知しておりませんので、ここでの答えは差し控えさせていただきます。

記 者 大阪取引所への商品移管に関連して、上半期のデリバティブの取引高が伸び悩んでいるように見えます。欧米の市場と比較して規模が小さいような状況だと。その中で、今後取引を活発化するために重視されていく要素をどのように考えているか。専門家中では、個人投資家の参加等もカギではといった指摘があります。そのあたりの考えを教えてください。

清 田 大阪取引所は金融デリバティブを中心に、コモディティーも今はできていますが、マーケットのボラティリティーが少し下がってきたこともあって、デリバティブの出来高は参照している現資産の価格変動が小さくなるとできなくなるということがございます。このところの株式市場を見ていただくと、欧米の株は上がったり下がったりして、結果的にまた上がるという、新高値を切り上げてきている堅調な状況の中、日本は3万円を二度目につけた今年の春以降、完全なボックス圏に入って、上にも下にもあまり大きく動かないと。幅としては2万7,000円台から3万円ぎりぎりぐらいまでですから、2,000円幅ぐらい動いているのかもしれませんが。しかし、全体としては、もう完全にボックス相場の中で、一番の主力商品である株価指数先物がなかなかできていないことから、大阪取引所の出来高がいまひとつだということにつながっていると思います。

一方において、大阪取引所も含めてデリバティブ市場の出来高の中には、何らかの形で裁定取引に使われているデリバティブ商品があるわけですが、その裁定に使われる商品の品ぞろえがまだ足りないのかなという点があります。先ほどちょっと申し上げたように、CME原油やLNG、また電力先物の本上場をやろうとしていることと、市場構造改革によってプライム市場、スタンダード市場、グロース市場といった新しい市場区分に移ることによって、まだ具体化していませんが、新しい市場指数が当然出てくるのではないかと考えています。そういったものに連動するデリバティブ商品等も場合によっては上場していったら、それによって裁定取引に使える商品の品ぞろえを豊富につくっていかねばいけないのかなと考えています。

記 者 総合取引所の始動当初、当時の山道社長は二、三年で商品先物の取引高を2倍程度にするという目標を所感として述べていました。その達成が現時点では難しい状況で、国際市場の中で、大阪取引所をどのぐらいの規模、位置づけにしていきたいとお考えでしょうか。

清 田 もちろん、できる、できないというのは必ず結果がいずれ出てくるのですが、今のところ、二、三年で倍にする軌道に乗っていないのは事実だと思います。しかし、デリバティブ市場の出来高は、二、三倍になる可能性は市場の動き次第ではあります。ですから、去年、瞬間的に WTI 原油先物の価格がマイナスになったときの、その瞬間の出来高は極めて大きくなるわけです。しかし、そういう瞬間を待つのではなく、地力を上げなければならないと思っています。ですから、そういった面では、私どもは、やはり大阪取引所に魅力的な商品を上場していくことを、地道にやらなければいけないのと、もう一つは、世界の投資家から大阪取引所に上場している商品、ないしは TOCOM に上場している商品に対して、取引口座を開いていただいて参加してもらうようなこと。デリバティブ市場における海外投資家シェアは、いま売買シェアで7割ぐらいになっています。そこをいかに大きく、さらに引き込んでくるか。そのためには、やはり魅力的な商品は何かということに常に戻ってしまうということだと思います。

記 者 LNG の先物の上場の件なんですけども、2022 年度第1 四半期を目途に上場する予定ということなんですけども、これは本上場ということで上場申請する御予定なのかということとをまず1つ確認させていただきたいのと、上場申請がいつぐらいを御予定されているかということを確認させていただきたいと思います。

あともう1点なんですけども、電力先物のほうなんですけども、来年の4月をめどに一部制度を見直しするということなんですけども、この時点での本上場ということとを今目指されているのか、あるいは、本上場を別の時期に今目指されているのか、本上場の時期についての今のところの計画とか見通しとか方針を教えてくださいたいと思います。

以上、お願いします。

清 田 TOCOM に LNG の先物の上場を行うに当たっては、まだ本上場か試験上場かということまでいってはいませんが、私どもは最初から本上場を前提に政府当局とお話をしているということとでございます。

ただ、そこまでの間に、この LNG 先物の市場の想定をこれから詰めていかなきゃいけませんので、その中で取引への参加者、投資家の広がりその他を見ながら、当然、我々が本上場を目指すにしても、政府として本上場ができるかできないか、させるべきかどうかという点については御判断いただくことになるかと思えますけれども、我々としては、最初から本上場を目指すというつもりでやっております。

また、電力の先物については、来年4月に限月を15限月から24限月に増やすということを先ほど申し上げましたが、その時点で本上場への申請をするかしないかについては、これはまだ確認はしていません。我々としては、できれば今の電力の出来高の最近の動きと、あと参加者の増加、先ほど申し上げました13社でスタートしたのが100社まで来ているということです。こういったことをベースに、前倒しで本上場をお願いしたいという意向は政府に伝えてありますが、まだそれが可能かどうかはちょっと分からない。当然、政府のお考えを聞きながら対応していきたいと思っています。

記者 すいません、質問の中で1点、お答えいただいていたんですけど、LNG先物取引の上場申請の時期がいつぐらいになるかというの、もし決まっていたら教えていただけますか。

清田 上場申請の時期は決まってないと思います。来年の第1クォーター、4月－6月のところで上場ということで考えれば、スケジュール的には普通であれば1月－3月に認可が行われるのではないかと。ただし、その前に、上場そのものの問題でそんなに大きな問題があるとは思いませんので、順調に審査すれば、認可得られる。ですから、逆に言うと、市場の創設そのものを大枠で政府に認めていただくところが一番大事なところではないかと思えます。

以上